一、従業員ヲ半減シ以後之ニ從ヒ新ニ雇入ヲ爲サズ
四月廿八日事業縮少ヲ斷行、
一、大正十四年十二月ヨリ昭和四年六月迄ノ在籍者全員ヨリ
手當トシテ給料ノ六ケ月分ヲ期間内ニ支給スルコト
一、昭和五年五月一日ヨリ向フ一ケ年半（十八ケ月）間ハ休一
切ノ採用ヲ爲サザルコト

（ロ）グランドキネマ（活動映畫館）
所在地、京橋區木挽町一ノ四
勞働者、一三名（内女一名）、
参加者、一二名
爭議狀況
營業主ノ要求ニ依リ従業員ハ不當ヲ感シ五月十二日夜

要求書ヲ提出ス
要求事項
一、免職者ハ従来通リ本館ニテ使用セラレタキコト
一、退職者ニ對シテハ六ケ月分ノ給料ヲ支給スルコト
一、引續キ使用スル従業員ニ對シテハ向フ一ケ年間ハ現在ノ月給
ヲ支給シテ減給セザルコト
一、従業員掛持ノ場合ハ其ノ時間割ニ對シテ手當ヲ支給スルコト
然ルニ經營者ハ本館ノ移轉ニ依リ五月二十日ヲ以テ全従業員ヲ解
雇ス、
一、先ニ解雇ヲ發表セラレタル従業員ハ向後事業主トハ一切
無關係ノコト
一、事業主ハ解雇ニ對シ解雇手當トシテ月給ノ半額ヲ支
給スル外分配金トシテ金（約一人二十圓）ヲ贈ルコト、

財團法人協調會